

歩掛参考見積募集要領
(業務名) 長良川アユ・底生魚遡上等調査 (仮称)

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 7 年 10 月 22 日

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、揖斐川・長良川総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛等を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域内において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

歩掛参考見積書には、別紙 1「見積仕様書」に示す業務項目毎に必要な技術者の歩掛等を記載し、次のとおり提出して下さい。

なお、歩掛参考見積書の様式は問いませんが、別紙 2「歩掛参考見積書記載例」を参考にして下さい。

- (1) 提出期間： 令和 7 年 10 月 29 日(水)から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 提出先

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之 宛

【担当】管理課 野田

〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面 136 番地

TEL：0594-42-5012（代表） FAX：0594-42-5020

- (3) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 本業務の概要

本業務は、長良川における令和 8 年、令和 9 年の稚アユ及び底生魚の遡上状況並びに仔アユの降下状況等を把握することを目的として実施するものです。

(2) 業務作業項目、作業内容及び作業数量

別紙1「見積仕様書」に示すとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施するために必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(5) 見積り有効期限

令和8年3月末まで

5. 募集要領に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和7年10月23日(木)から令和7年10月28日(火)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (2) に同じ。

(3) 提出方法：3. (3) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和7年10月29日(水)から令和7年11月5日(水)まで

(2) 閲覧方法：水資源機構ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた見積資料についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積依頼書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上。

見積仕様書

業務名 長良川アユ・底生魚遡上等調査（仮称）

第 1 節 業務目的

本業務は、長良川における令和 8 年、令和 9 年の稚アユ及び底生魚の遡上状況並びに仔アユの降下状況等を把握することを目的として実施するものである。

第 2 節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、業務の目的、内容を把握したうえで、共通仕様書第 1 編第 1 章第 13 節に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出するものとする。

2-2 降下仔アユ調査

1. 調査場所

調査場所は、長良川河口堰の左岸呼び水式魚道、せせらぎ魚道、調節ゲート 5 号及び同 8 号の上流の 4 地点とする。関連業務等により地点を変更する場合は、監督員から別途指示する。

2. 調査時期及び頻度

令和 8 年 11 月から同年 12 月、令和 9 年 11 月から同年 12 月にかけて 6 回（3 回/年×2 年）行うものとする。

ただし、降下仔アユの状況により、時期及び回数の変更を指示する場合があります、この場合は設計変更の対象とする。

3. 現地調査

（1）現地採捕調査

受注者は、長良川河口堰地点において仔アユの採捕を行うものとする。仔アユの採捕は、長良川におけるアユの産卵・孵化状況を踏まえ行うものとする。

調査場所の 4 地点において、それぞれに NORPAC ネットを表層（水深 20cm 程度）に設置し、水流に乗って流下してくる仔アユを採捕するものとする。なお、各採捕地点（4 地点）は、同時に調査を行うものとする。

採捕調査の時間帯は 18 時から 21 時とし、各採捕地点において採捕作業を 18 時より 30 分間隔で 6 回行うものとする。なお、採捕作業 1 回当たりの採捕時間は 5 分を基本とし、採捕状況に応じて最大で 30 分まで延長するものとする。

調査日は、監督員と協議の上決定するものとする。

調査開始時、調査中、調査終了時には、流速及び水温の測定を行うものとする。

（2）同定・生死判別等

採捕した仔魚は、その場で仔アユかどうか同定すると共に、仔アユについては生死判別及び計数を行うものとする。なお、4. に示す室内分析に備えて採捕した仔アユの保管（保存）処理を行うものとする。

回数	内容
6 回 (3 回/年×2 年)	・長良川河口堰において仔アユの採捕を行うと共に、仔魚の同定、仔アユの生体判別及び計数を行う。 ・採捕地点：4 地点 (左岸呼び水式魚道×1、せせらぎ魚道×1、調節ゲート×2) ・採捕調査の時間帯：18 時から 21 時 ・採捕方法：NORPAC ネットによる各地点で 6 回 採捕時間は 5 分から 30 分（当日の採捕状況により判断） ・現地測定項目：流速、水温

4. 室内分析

現地調査により採捕した仔アユを対象に、下表に示す項目について分析を実施する。

分析項目	分析項目の内容
体長測定	・顕微鏡下で仔アユの体長（全長）の測定を行う。 ・検体数：全標本の中から 600 検体（300 検体/年×2 年） (調査回毎に 100 検体を基本とする。) ・測定単位：0.1mm 単位
卵黄指数調査	・顕微鏡下で仔アユの卵黄指数の測定を行う。 ・検体数：全標本の中から 600 検体（300 検体/年×2 年） (調査回毎に 100 検体を基本とする。) ・測定方法：塚本による卵黄指数基準に基づくものとする。

2-3 底生魚遡上調査

1. せせらぎ魚道魚類調査

(1) 調査場所

調査場所は、長良川河口堰のせせらぎ魚道上流部（ラバーゲートの上流側）とする。

せせらぎ魚道上流部のラバーゲート（4 門）は、水位に応じ倒伏して使用していることから、調査場所（運用ゲート）については、監督員から連絡するものとし、連絡したゲートを対象にトラップを 4 基設置するものとする。

(2) 調査時期及び調査頻度

令和 8 年 4 月から同年 5 月、令和 9 年 4 月から同年 5 月に週 1 回の頻度で 12 回（6 回/年×2 年）実施する。なお、河川の状況等により調査予定日の変更が見込まれる場合は、監督員と協議するものとする。

(3) トラップ設置

(a) 受注者は、トラップ 4 基を 24 時間、筵 5 箇所を 1 週間程度設置し、遡上してくる底生魚等を採捕する。

(b) トラップは互いに密着させ、隙間が生じる場合は土嚢やエプロン等で塞いで連結することとし、開口部を下流側に向け壁際及び河床と隙間等ができないように設置するものとする。また、24 時間経過した後、設置したトラップを回収する。

なお、受注者は 24 時間現場で待機する必要はない。

(4) 同定・計測

(a) 受注者は、採捕した魚類等について、毎回、同定及び計数・湿重量の測定を行うものとする。また、回遊性魚類については、1種につき50個体を上限として、全長・体長及び湿重量の測定を行い、50個体を超えた場合は、種毎の総湿重量を測定するものとする。

(b) 受注者は、せせらぎ魚道内に設置した筵（5箇所）において、各回トラップの回収時にシラスウナギ等、底生魚の有無を確認し、個体数と体長の計測を行うものとする。また、写真撮影し記録するものとする。

2. 登り落ち魚類調査

(1) 同定・計測

令和8年5月から同年6月、令和9年5月から同年6月を対象に、長良川中流域における漁業者の協力を得て、当該漁業者が実施する登り落ち漁で採捕された魚類等について、同定及び計数・湿重量の測定を6回（3回/年×2年）行うものである。

採捕された魚類等は、漁業者から監督員が受領後に速やかに受注者へ送付するものであり、受注者は、毎回、同定及び計数・湿重量の測定を行うものとする。

また、回遊性魚類については、1種につき50個体を上限として、全長・体長及び湿重量の測定を行い、50個体を超えた場合は、種毎の総湿重量を測定するものとする。

なお、受注者は、監督員が魚類等を送付するために必要な資材等を予め監督員へ提出するものとする。

2-4 アユ等ビデオ撮影

1. 調査場所

調査場所については、以下に示す場所を予定しているが、関係する漁業協同組合との協議により変更を指示する場合がある。

(1) 長良川中流域ビデオ撮影（鏡島1地点）

岐阜県岐阜市鏡島地先付近

(2) 長良川中流域ビデオ撮影（美濃1地点）

岐阜県美濃市横越地先付近

(3) 長良川上流域ビデオ撮影（美並1地点）

岐阜県郡上市美並町三戸地先付近

2. 調査時期及び頻度

撮影の時期（候補日）については、監督員及び関係する漁業協同組合と協議した上で定めるものとするが、予定時期はアユ釣りの解禁日前を想定している。

なお、受注者は、撮影日などについて、関係する漁業協同組合と密接に連絡をとり、稚アユ等の遡上映像が効率よく撮影できるよう情報収集に努めるものとし、撮影時間は、1地点当たり2時間とする。

また、時間の不足、不鮮明、その他調査目的を果たさないことがない様、十分留意すること。

3. 撮影の対象

河川内における稚アユ等魚類の生息状況及び調査地点周囲の様子について状況のわかりやすい位置を選定し撮影するものとする。また、水面上からの様子と水中からの様子の2種の映像を、1地点当たり2、3ヶ所を目安に選定し撮影するものとする。

4. 撮影機器

撮影はデジタル編集が可能なデジタルビデオカメラで撮影するものとし、撮影機器類及びDVD-R等のメディアについては受注者が用意すること。

5. 撮影映像の提出等

各地点の撮影後、撮影した映像内容を最大3分程度の概要版として編集し監督員に速やかに報告すること。

2-5 サツキマス調査

1. サツキマス市場調査

(1) 調査目的・調査場所

本調査は、令和8年度、令和9年度の長良川のサツキマスの遡上状況把握の目安とするため、令和8年、令和9年における岐阜市中央卸売市場（岐阜市茜部新所 2-5）（以下、「市場」という。）でのサツキマス入荷量調査及び聞き取り調査等を行うものである。

(2) 入荷量調査

市場において、サツキマスを取扱っている複数の水産物卸売業者に調査協力を依頼し、承諾を得られた2者以上（以下、「協力業者」という。）を通してサツキマスの競り日毎の河川別（長良川、揖斐川、木曽川、その他）入荷数を調査するものとする。

なお、協力業者が2者に満たない場合は、機構と協議するものとする。

調査対象期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日、令和9年4月1日から令和9年7月31日までの競り日を原則とする。

また、協力業者へは、調査の項目および方法について、十分な説明を行うとともに、調査期間中は連絡を密に取り、入荷状況の的確な把握に努めるものとする。

(3) 聞き取り調査

サツキマス漁に関する近年の動向や今年度の漁期を通してのサツキマスの水揚げ状況全般、魚体のサイズ、ピーク時期等について、協力業者を含む市場関係者に対する聞き取り調査を1回以上行うものとする。

なお、聞き取り調査の実施時期は、漁期の終了後とし市場へのサツキマスの入荷数の推移を勘案の上行うものとする。

2. サツキマス遡上状況調査

長良川でのサツキマスの遡上状況を把握することを目的として、長良川漁業協同組合の協力を得て、長良川漁業協同組合の漁業者に対し、サツキマスの漁獲日や漁獲場所、漁獲量等についてのアンケート調査を行うものである。

受注者は、機構が作成したアンケート調査用紙の長良川漁業協同組合への配布と回収を実施するものとする。なお、漁業者へのアンケート用紙の配布・回収は長良川漁業協同組合が実施する。

アンケートの対象期間は令和8年4月20日から同年6月30日、令和9年4月19日から同年6月30日までとするが、状況に応じて対象期間の変更を指示する場合がある。

アンケートは2週間ごとに回収することを基本とし、回収時においては、長良川漁業協同組合に対して、漁業者や漁の状況などの情報収集に努めるものとする。

2-6 カワウ調査

カワウによる稚アユの食害の実態把握を目的として、カワウ調査を実施するものとする。

1. 調査場所

長良川河口堰 左岸呼び水式魚道（下流部）

2. 無人カメラ観測

受注者は、上記調査場所において飛来するカワウの個体数が記録できる位置に 30 分毎にコマ撮りが可能な無人撮影装置を 2 台設置し、カワウの個体数を記録するものとする。また、調査終了後は無人カメラを撤去するものとする。

調査は、令和 8 年 4 月 20 日から同年 5 月 31 日、令和 9 年 4 月 19 日から同年 5 月 31 日までの毎日 4:30 から 18:30 までとする。

なお、稚アユの遡上状況等により調査日の変更を指示する場合がある。

3. 目視観測

無人カメラ調査期間のうち 6 日間（3 日間/年×2 年）、上記調査場所において、1 日 3 時間程度実施するものとする。時間帯については、監督員と協議するものとする。

2-7 とりまとめ

本業務の調査結果に関するとりまとめ事項は、次のとおりとする。

とりまとめにおいては、調査により得られた結果を既存データや河口堰の運用に係る基本データ（天候、日照時間、堰流出量（毎正時）、堰下流水位（毎正時）、堰上下流水温（毎正時）、濁度（毎正時））などとの関連付けをもって図表等の作成を行い、経年的な変化についても考察するものとする。

なお、基本データは、発注者より提供する。

また、底生魚等遡上調査における過年度調査（平成 3 年から同 11 年及び平成 25 年から令和 8 年）の結果等及び降下仔アユの長良川河口堰地点における過年度調査（平成 6 年から同 16 年及び平成 19、20、22 年並びに平成 23 年から令和 8 年）の結果等に関する資料についても同様に発注者より提供可能である。

とりまとめ項目		内 容
稚アユ遡上調査※	稚アユの遡上計測結果	関連業務「アユ遡上数自動計数システム運用業務（仮称）」における令和 8 年、令和 9 年の稚アユ初遡上確認調査及び稚アユ遡上数の計測数について整理すること。 なお、関連業務における稚アユ遡上数の計測数は、陸側：水平部（幅 2 m）及び川側：切欠部（幅 1 m）毎に集計し、調査日別の計測数、時刻別の計測数について整理すること。また、水平部および切欠部における稚アユの遡上割合について整理すること。 関連業務における稚アユ遡上数の計測期間は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日、令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までを予定している。
	稚アユの遡上数と環境要因との関係	上記項目の整理結果を用いて、基本データと稚アユ遡上数を図表等により整理・とりまとめを行い考察すること。
	アユ等ビデオ撮影	調査地点毎の確認魚種及び概ねの確認時刻、現地の概況等を記録し、整理する。

降下仔アユ調査	仔アユの生死判別、計測結果及び室内分析結果	仔アユの状況・特徴について過年度調査の結果や基本データも踏まえ図表等により整理・とりまとめを行い考察すること。
---------	-----------------------	---

※は、稚アユ初遡上確認調査、アユ等ビデオ撮影を指す。

とりまとめ項目		内 容
底生魚遡上調査※※	底生魚類等の遡上計測結果	計測した魚類等を種毎の個体数・総湿重量を調査日毎に集計し、整理すること。
		上記で得られた測定結果を魚種の月別集計、生活型及び生態区分別集計、カマキリ及びカジカ（小卵型）別に集計・整理すること。
		過年度調査結果と比較するため、個体数及び魚種の増減、注目種（底生魚等）の増減、魚類相の変化について図表等により整理・とりまとめを行い考察すること。
サツキマス調査	サツキマス市場調査（入荷量調査）結果	入荷量の報告は、1週間毎（月曜日から日曜日まで）に電子データ（ファイル形式はxlsx形式、Excel 2016にて閲覧及び編集に支障のないもの）に取りまとめ、原則として翌月曜日又は当該日が閉庁日の場合は直近の開庁日に、電子メールにより機構に報告するものとする。
	サツキマス市場調査（聞き取り調査）結果	入荷量調査及び聞き取り調査の結果は、平成6年から令和8年までの過去の調査結果とも比較し、サツキマスのサイズ等について、経年的な傾向を考察するとともに、アマゴの放流等がサツキマス資源量に与える影響についても検討し報告書として取りまとめるものとする。
	サツキマス遡上状況調査結果（アンケート調査結果）	漁獲日、漁獲場所、漁獲量、販売先（自家消費を含む）など、集計を行う。また、アンケート用紙回収時に、長良川漁業協同組合から得られた関連情報などについても整理すること。
カワウ調査	カワウの飛来個体数計測結果	無人カメラで撮影されたカワウの飛来状況について個体数を計測し、目視観測結果との比較を行う。また、関連業務で計測した稚アユ遡上結果との関係およびアユの食害についてとりまとめを行い考察すること。

※※は、せせらぎ魚道魚類調査、登り落ち魚類調査を指す。

2-8 設計変更

監督員より、別途調査・検討等を指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

以上。

別紙2		歩掛参考見積書記載例 業務名 長良川アユ・底生魚遡上等調査(仮称)										
項目	工種	種別	単位	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	機械経費等			備考
計画準備			1式									
降下仔アユ調査												
	現地採捕調査											
		現地採捕調査	1日									規模 6日程度（3日/年×2年）
		仔アユの同定及び生死の分析	1回									規模 6回程度（3回/年×2年）
	室内分析											
		体長測定	1回									規模 6回（3回/年×2年）（100検体/回）
		卵黄指数調査	1回									規模 6回（3回/年×2年）（100検体/回）
底生魚遡上調査												
	せせらぎ魚道魚類調査											
		トラップ設置	1回									規模 12回程度（6回/年×2年）（1回当たり トラップ4基＋筵5枚）
		同定・計測	1回									規模 12回程度（6回/年×2年）（1回当たり 10種520個体程度）
	登り落ち魚類調査											
		同定・計測（*）	1回									規模 6回程度（3回/年×2年）（1回当たり 17種10,000個体程度）
アユ等ビデオ撮影												
		長良川中流域ビデオ撮影（鏡島1地点）	1回									規模 2回（1回/年×2年）
		長良川中流域ビデオ撮影（美濃1地点）	1回									規模 2回（1回/年×2年）
		長良川上流域ビデオ撮影（美並1地点）	1回									規模 2回（1回/年×2年）
サツキマス調査												
	サツキマス市場調査											
		市場調査	1ヶ月									規模 8ヶ月（4ヶ月/年×2年）（1週間毎に卸売業者2者へ入荷数確認）
		聞き取り調査	1回									規模 2回（1回/年×2年）（市場調査協力の2者へ聞き取り調査）
	サツキマス遡上状況調査											
		アンケート配布・回収	1回									規模 14回程度（7回/年×2年）
カワウ調査												
		無人カメラ観測	1箇所									規模 2箇所
		目視観測	1日									規模 6日（3日/年×2年）（1日当たり3時間程度）
とりまとめ												
		稚アユ遡上調査	1式									関連業務で確認・計測する稚アユ初遡上、稚アユ遡上結果、アユ等ビデオ撮影
		降下仔アユ調査	1式									
		底生魚類等調査	1式									せせらぎ魚道調査及び登り落ち調査結果
		サツキマス調査	1式									
		カワウ調査	1式									

＊：漁で提供された試料について同定・計測します。
※作業の基地は全て桑名市内でお願いします。
※機械経費等は直接人件費に対する割合（％）としてください。

機械経費		(単位：円)										
項目			単位	金額（税抜）			備考					
カワウ調査の無人カメラ観測に係る定点観測コマ撮りカメラ			1台日				30分毎にコマ撮りが可能な無人カメラ （電池、SDカード、取り付け部材等の付属品を含む損料）					

長良川アユ・底生魚遡上等調査(仮称)

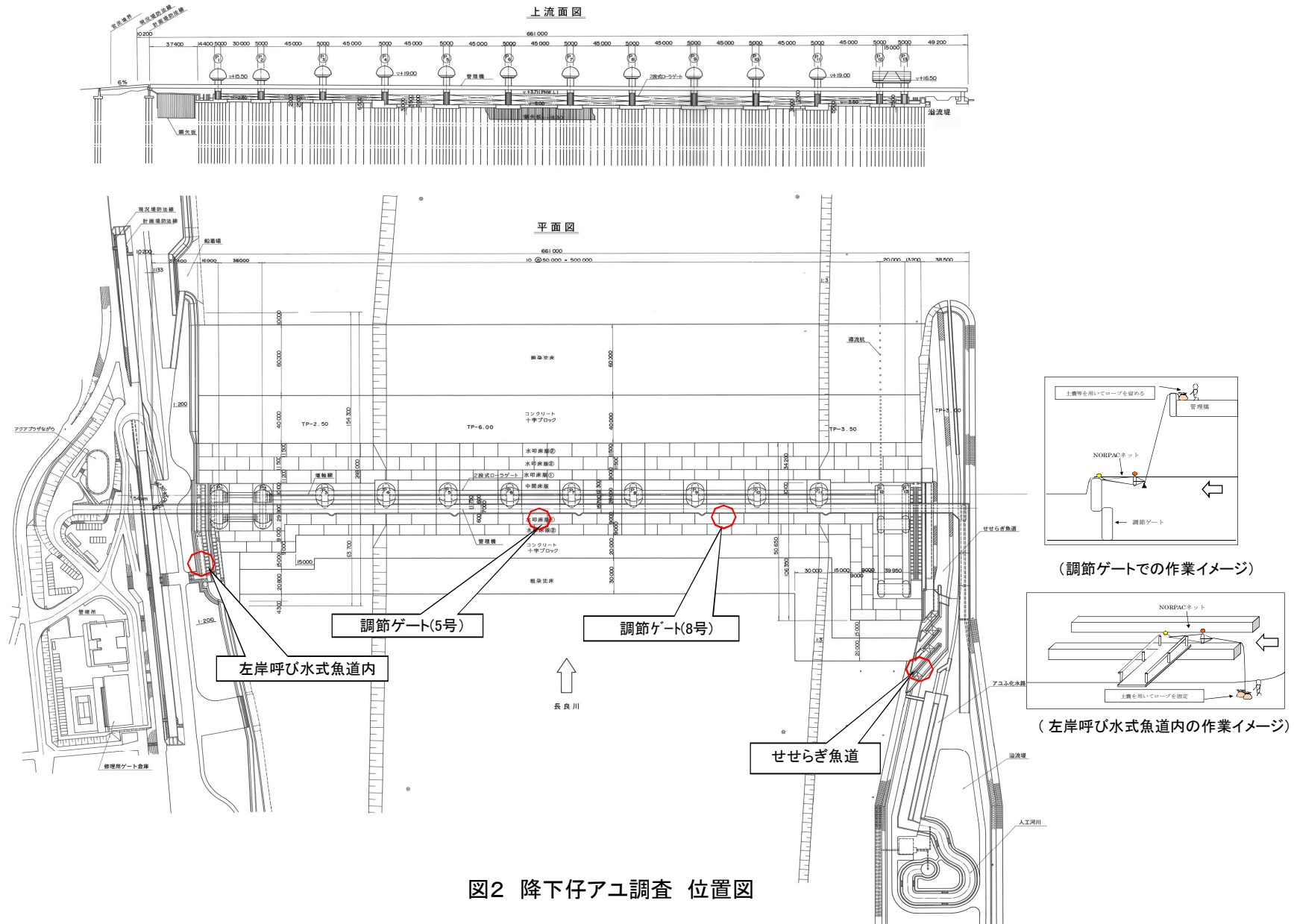
見 積 参 考 資 料

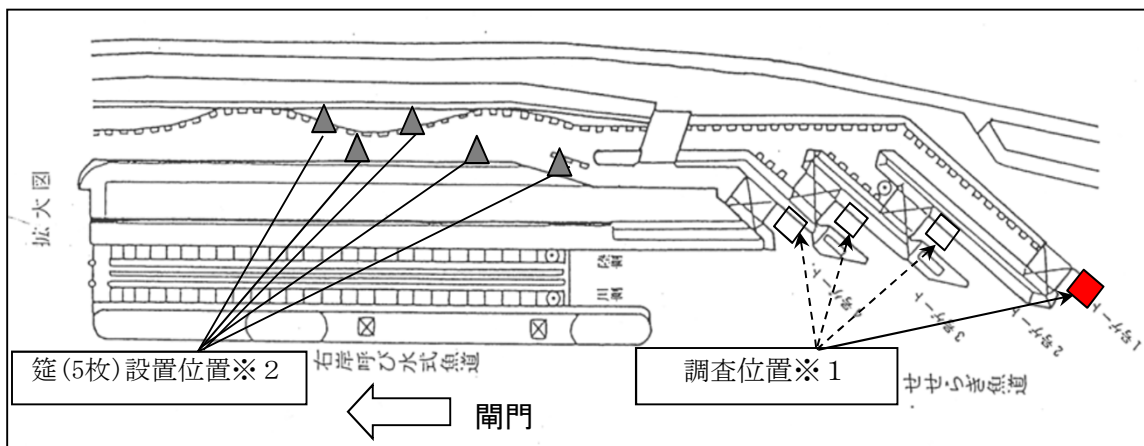
令和7年10月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所



図1 業務位置図





※1 せせらぎ魚道上流部に設置されているラバーゲートは、水位に応じ倒伏して使用していることから、調査日の運用ゲートを対象に採捕用トラップ4基を開口部を下流側に向けてラバーゲートよりも上流側に設置するものとする。

※2 筵は、せせらぎ魚道の下流側に5枚設置するものとする。

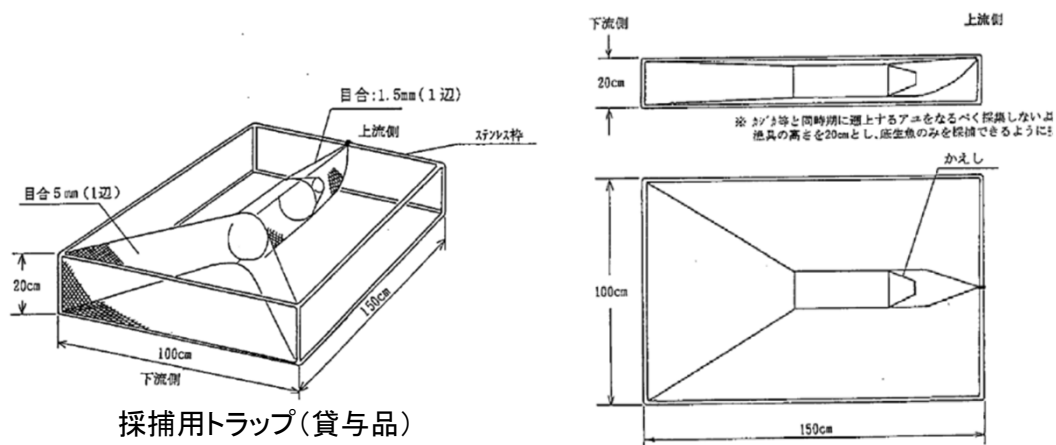


図3 せせらぎ魚道魚類調査位置図

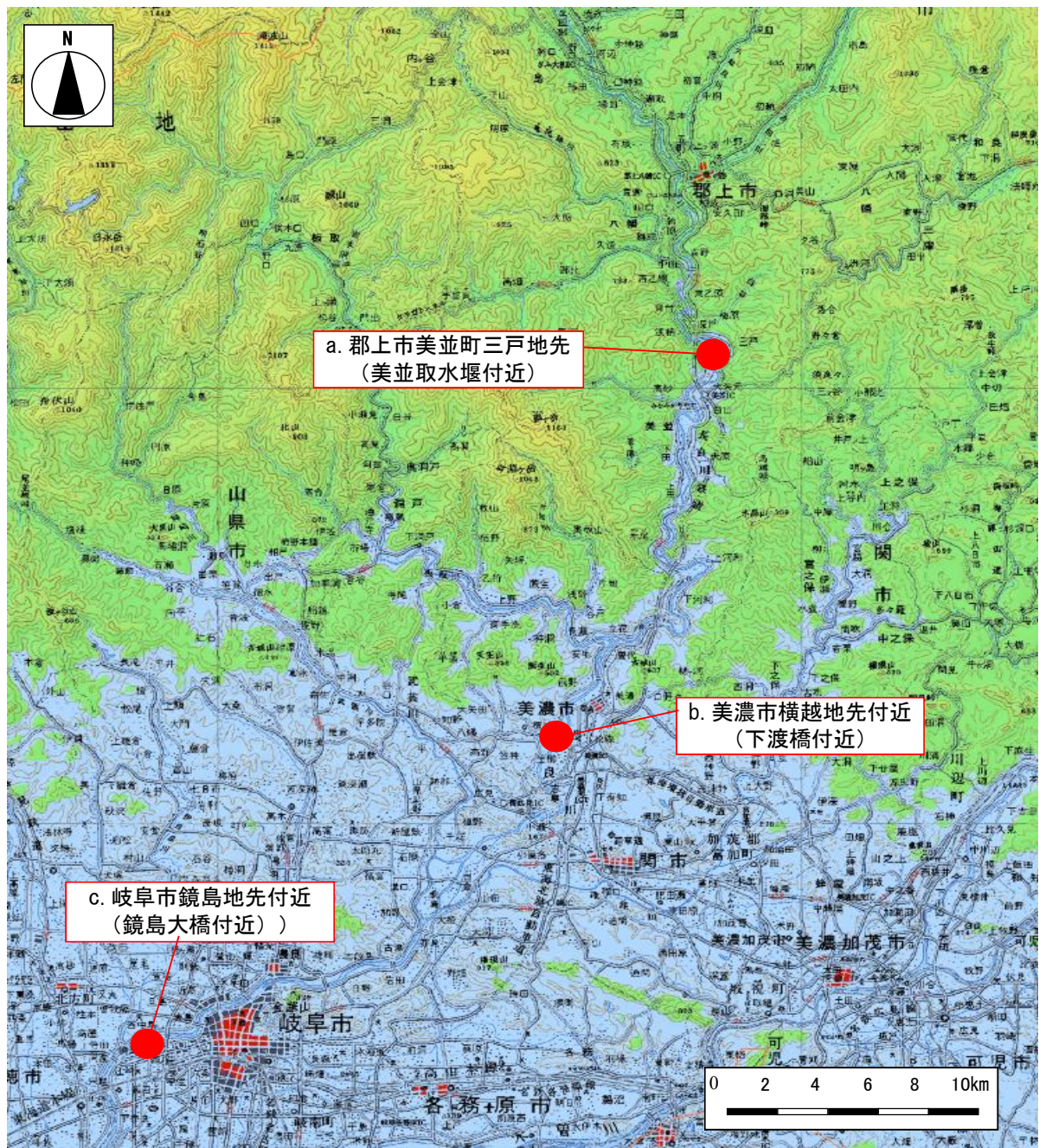


図4 アユ等ビデオ撮影 位置図

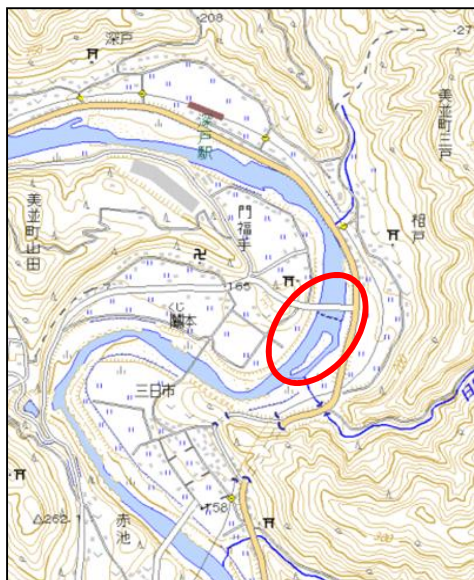


図-a 郡上市美並町三戸地先(美並取水堰付近)



図-b 美濃市横越地先付近(下渡橋付近)

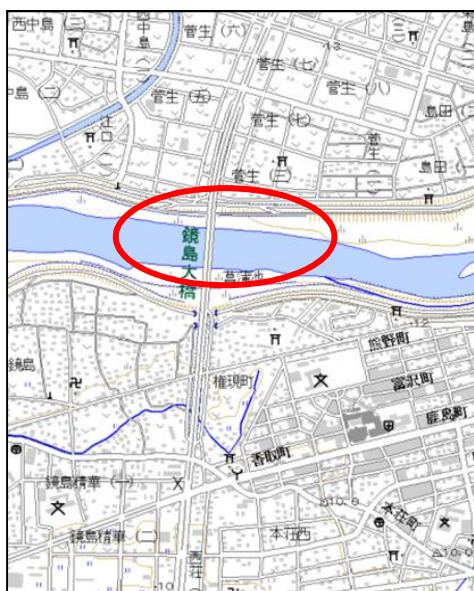


図-c 岐阜市鏡島地先(鏡島大橋付近)

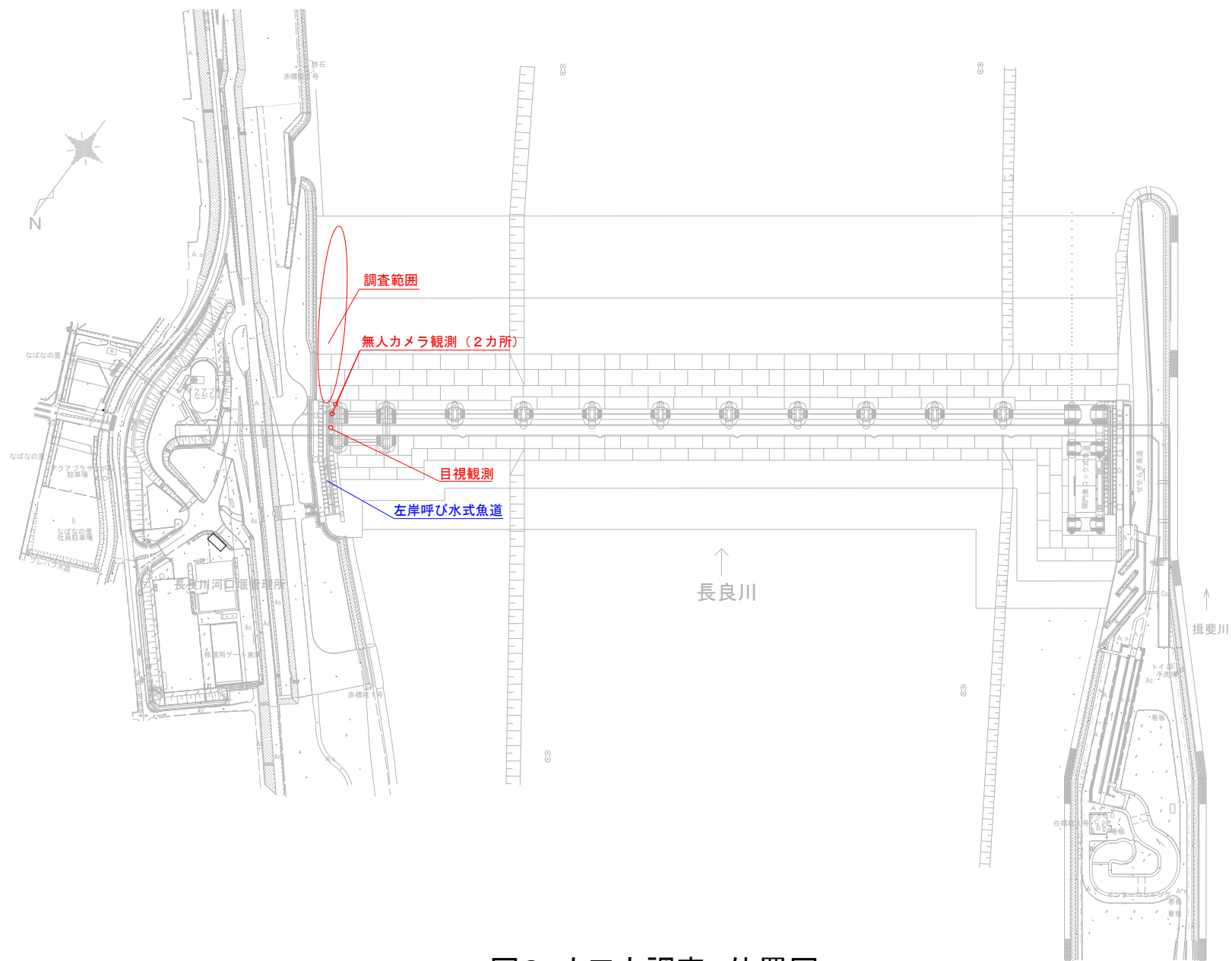


図6 カワウ調査 位置図